

令和2年度 第10回 政策決定会議 会議録①

◆開催日時:令和2年11月2日(火) 10:00~10:30

◆開催場所:市長公室

◆出席委員:永野市長、堤副市長、大下教育長

◆審議事項

・岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について……………環境保全課⇒承認

◆審議概要

『岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について』

〈説明者〉春木市民環境部長、実森環境保全課長、坂本環境政策担当主幹

◎説明者から、案件及び政策調整会議における議論の内容を説明し、政策調整会議にて本件一部修正のうえ承認された旨、報告。

※案件内容は付議依頼書に基づき説明。政策調整会議における議論内容は、以下のとおり。

【政策調整会議における議論内容】

- ① 本計画案は、国において平成28年5月に策定された現行の「地球温暖化対策計画」に基づいている。今後「地球温暖化対策計画」の改正等がなされた場合には、本市計画も併せて改正する予定であること。
- ② 政策決定会議にて承認を得た後、12月にパブリックコメントを行い、今年度中の改定を予定していること。
- ③ 今回の計画は、“区域施策編”であり、市役所内部の取組については、別途“事務事業編”の策定が必要であり、今後策定に向けスケジュール感等を検討しておくこと。
- ④ 資料については、文言の修正及び市民が見やすいような構成とすること。

◎報告後、質疑応答

〈堤副市長〉首相の所信表明において、2050年に温室効果ガスの排出をゼロとしているので、その部分との乖離について、パブリックコメント実施の際には丁寧に説明するように。国は年内に行動計画を出すとのことなので、続いて動けるよう大阪府の動き等を注視しておくこと。
また、SDGsとの関連についても関心が高まっているので、市の取組も進めていくこと。

〈環境保全課長〉平成28年に策定された国の現行計画では、2030年にマイナス26%、2050年にマイナス80%となっているが、今回の所信表明では2050年時点でゼロにするとしたため、今後、目標の修正等について国が方針を示すと考えられるので、遅れることなく対応していきたい。京都議定書の発効時、法改正により特例市以上は計画策定を義務付けられ、併せてその推進のため国費を交付された経過があるが、計画策定が前提とされるため、注視していきたい。

〈堤 副 市 長〉調整会議の確認事項でもあったように、図表等が見づらいため、改善するように。

〈坂本担当主幹〉調整する。

〈市 長〉国の温室効果ガス排出量は、植物の吸収分も入っているかと思うが、岸和田市も吸収分を含んでいるのか。

〈坂本担当主幹〉現在は見込んでいない。

〈市 長〉国が 2050 年にゼロという目標を出しており、市も追隨していく必要がある中で、国が含んでいる吸収分を市が算出できなければ目標が達成できないため、数値化できるようにする必要がある。

〈坂本担当主幹〉森林面積を使って現在の排出量からマイナスすることは可能。

〈市 長〉国の動向を見て、同様に数値化できるように。

〈環境保全課長〉国の現行計画のバックデータから大阪府部分を切り出し、さらに岸和田市部分を切り出して現状の数値が出ている。新たな 2050 年ゼロという目標に対しても、岸和田市にブレイクダウンしていく中で、吸収分も盛り込んでいくことになる。ただ、一番大きいのはエネルギーミックスである。EUでは既に 2050 年ゼロを宣言しており、2040 年にはハイブリットを含むガソリン車の販売を禁止するということまで踏み込んでいる。今後国がどこまで踏み込んでいくかというところはあるが、一定の計画ができれば、市でブレイクダウンする際に、それに応じた数値は算出できると考える。

〈市 長〉計画策定後は、ホームページにPDFで掲載するか。

〈環境保全課長〉掲載する。

〈教 育 長〉今回、「事務事業編」に先駆けて「区域施策編」を策定することについて、市も含めた区域全体の取組であることを伝えていく必要がある。

〈環境保全課長〉市も区域の一事業者という位置付けになるため含まれている。当初京都議定書のときには「事務事業編」の策定が先にあったが、実際には民間活動が大部分を占めるため、平成 21 年の法改正によって区域ごとに計画を策定することになった。「事務事業編」の策定については、他市の状況も見ながら進めていきたい。

〈市民環境部長〉「区域施策編(案)」において、推進していく取組の中に、行政の役割としているものもある。行政も市域の中で活動している一員として役割を担っていくということは前面に出していきたいと考えている。

〈総合政策部長〉本案件について、今回の意見を反映させたうえで承認してよろしいか。

【異議なし】

⇒本件を、一部修正のうえ承認する。

別記様式（第 14 条関係）

令和 2 年 10 月 16 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 市民環境部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
付議の目的	本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定素案について諮ります。
説明者	環境保全課長 実森
	環境政策担当主幹 坂本
付議事項の概要	様式別紙に記載

付議会議	令和2年度 第10回会議
付議事項	岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について

★取組の目的

対象	市域から排出される二酸化炭素排出量
どのような状態を目指す	改定計画では、本市より排出される二酸化炭素排出量を、2030年度に2013年度比－30％以上削減を目指す。

★総合計画上の位置付け

107030201	基本目標	I－7 豊かな自然を未来につなぐ
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)地球環境への負荷が減っている
	目指す成果	②地球環境に配慮して行動している
	行政の役割	ア 地球温暖化対策を推進する

★現状と課題

改定計画は、国の地球温暖化対策計画と整合を図った2030年までの緩和策と、気候変動適応法に基づく、地域気候変動適応計画を包含した計画となる。

緩和策においては、近年、二酸化炭素排出量は、基準年より微増となっているが、都道府県別エネルギー消費統計確定値の公表が遅れていること、また、エネルギー事業者は使用量の公表をしていないため、積み上げによる算出ができないことが課題である。しかし、いづれ積算方法は固まるであろうから、引き続き温暖化対策の推進は行っていく。

適応策については、庁内で認識するところから始め、迫りくる温暖化の影響に対して、市民の生命、暮らしと財産を守るための施策を予算化して必要がある。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地球温暖化対策設備導入補助金		4,850	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
財源内訳	国費								
	府費								
	起債								
	一般財源								
	その他	5,000	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
事業費		計			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		25,000			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
有	無					

★取組の効果を表す指標

指標名		基準年				目標値			
		単位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度			2030年度
①	市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量	t-CO2	6.4	6.6	6.6	6.9			4.9
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。